

MEMS機器及びエネルギー管理支援サービス約款

(MEMSゼロプラン契約用)

株式会社東急コミュニティー

目 次

第1章 総則	1
第1条 総則	1
第2条 用語の定義	1
第2章 本サービス	2
第3条 本サービスの内容	2
第4条 サービスの提供方法	3
第7条 ID及びパスワードの管理責任	3
第8条 ソフトウェアに関する制限事項	4
第9条 サービス仕様の変更	4
第3章 当MEMSシステムについて	5
第10条 当MEMSシステムの仕様	5
第11条 当MEMS機器の設置条件	5
第12条 設備等の費用負担と設置	5
第13条 当MEMSシステム機器設置上の注意事項	5
第14条 当MEMSシステム機器取扱上の注意事項	6
第15条 工事に伴う物損	6
第16条 当MEMSシステムに関する不具合について	6
第17条 提供機能に対する賠償	7
第4章 権利とサービスの終了	7
第18条 知的財産権	7
第19条 権利譲渡の禁止	7
第20条 提供の停止	7
第21条 提供の中断	7
第22条 利用の制限	8
第23条 会員が行う解約	8
第24条 当社が行う解約	8
第25条 契約の解除	8
第5章 責任範囲	9
第26条 利用に関わる禁止事項	9
第27条 機器に関する禁止行為	9
第28条 責任の制限	10
第29条 適用除外	11

第6章 その他	11
第30条 反社会的勢力の排除	11
第31条 約款の変更	12
第32条 通信の秘密	12
第33条 機密保持	12
第34条 個人情報の保護	13
第35条 データ連携	14
第36条 協議	14
第37条 準拠法	14
附 則	14

第1章 総則

第1条 総則

当社が、管理組合または建物所有者（この場合、区分所有者を除きます。）と「高圧一括受電サービス契約」を締結し、電力一括購入サービスの対象とした建物（以下「対象建物」といいます。）における共用部及び専有部に設置するMEMS機器及び提供するエネルギー管理支援サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用条件は、この「MEMS機器及びエネルギー管理支援サービス約款」（以下「本約款」といいます。）によります。

第2条 用語の定義

本約款においては、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(1) HEMS システム	建物専有部分内のECHONET Lite通信機能付き家電、赤外線通信機能付き家電の制御機能を有すシステム。加えて、スマートメーターにて計測した電力消費量または有線部に設置した計測器にて計測した計測値を表示するシステム
(2) HEMS システム機器	本約款の定めに従い当社が会員に提供するHEMSシステムの構成要素のうち、対象建物専有部分に設置する機器
(3) MEMS システム	マンション全体管理システムとHEMSシステムにより構成されるマンションエネルギーマネジメントシステム（一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」といいます。）によるエネルギー管理システム導入促進事業のひとつであり、システム導入にあたりSIIからの補助金受給を予定しています）
(4) MEMS システム機器	マンション全体管理システム機器とHEMSシステム機器により構成されるマンションエネルギーマネジメントシステム機器
(5) マンション全体管理システム	対象建物全体の電力消費量及び共用部分の電力消費量を計測・計算するシステム
(6) マンション全体管理システム機器	マンション全体管理システムの構成要素のうち、建物共用部分に設置する機器
(7) 当社サーバー	計測器及びスマートメーターからの情報を蓄積し、かつ集計及び表示する機能を有するシステム
(8) ウェブサイト	会員及び登録利用者が会員ID及びパスワードを用いてアクセスし、HEMSシステムによる計測値等の閲覧ができるウェブサイト
(9) 専用スマートフォンアプリ	会員及び登録利用者がご自身のスマートフォン上にダウンロードし、会員ID及びパスワードを用いてアクセスし、HEMSシステムによ

	る計測値の閲覧やECHONET Lite通信機能付家電、赤外線通信機能付家電の制御ができるスマートフォンアプリ
(10) 会員	本約款に基づき、当社のマンション全体管理システム機器、及び HEMS 機器を対象建物に導入し、本サービスの提供を受ける管理組合及び建物所有者及び専有部に居住する法人または個人
(11) 登録利用者	会員が登録したサービス利用者
(12) 建物専有部分設備	常時接続型のブロードバンドアクセス回線、回線終端装置、ブロードバンドルータ等の通信機器及びインターネットサービスプロバイダ契約の締結
(13) 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備

第2章 本サービス

第3条 本サービスの内容

本サービスは、電力消費量の低減に貢献するためのサポートシステムです。

2. 本サービスは、当社が販売またはレンタル提供するマンション全体管理システム、HEMS システム、またはスマートメーターにより、計測した計測値を、インターネット回線経由で当社サーバーへ送信して分析・集計・加工し、指定のウェブサイト及び専用スマートフォンアプリケーション、赤外線コントローラー等にて確認ができるよう会員にデータ提供するサービス、登録利用者の持つECHONET Lite通信機能搭載の家電機器及び赤外線リモコン搭載家電機器の制御をすることができるサービス、会員の節電協力に対し、当社が事前に案内したルールに則り、会員にインセンティブを付与するサービス等からなります。提供サービスについては別紙提供サービス一覧表にて定める通りとします。

3. 本サービスで表示される各数値・指標等については推計値であり、実際の数値と異なる場合があります。本サービスは、適正環境の保持や会員の健康管理を保証するものではなく、各数値・指標等に過度に依存することなく自らの責任において環境確保、健康管理を行って下さい。また、本サービスで表示される料金等については目安値であり、会員が実際に支払う電力料金と異なる場合があります。

4. インセンティブ節電活動に関しては、サービス開始後2か月目より提供開始します。節電活動の発動条件、インセンティブの設計は当社が独自に決定し、MEMSシステムを通じて実行致します。

5. 本サービスの提供地域は、日本国内に限られるものとします。

6. 当社は、本サービスの全部又は一部を第三者に再委託することができるものとします。なお、再委託する場合であっても、本サービスに基づく当社の責務を免責するものではありません。

第4条 サービスの提供方法

利用希望者は、本サービスの利用申込書を各別に当社に提出するものとします。当社は、本約款に基づき、当社へ利用申込書を提出した会員及び同居者または所定の登録利用者に対し、本サービスを提供するものとします。

2. 会員は以下の条件を満たすものとします。

(1) 当社が提供するマンション全体管理システム機器及びHEMSシステム機器を適切に設置・保持し、管理すること。

(2) 会員及び登録利用者のルータ、セキュリティソフト等によりマンション全体管理システム機器及びHEMSシステム機器の通信が遮断されることのないよう配慮すること。

3. 会員が万一本約款に違反する利用がなされた場合、当社は当該会員の利用資格を取り消し、または当該会員に対する本サービスの提供を停止することができるものとします。

第5条 承諾の拒絶ならびに更新

当社は、利用希望者から第4条（サービスの提供方法）で定める申込みを受けた場合にも、下記のいずれかの事由に該当するときは、申込を承諾せず、もしくは承諾後であっても、承諾の取消を行うことができるものとします。

(1) 本サービスの利用希望者が、本サービスの利用登録書に虚偽の事実を記載した場合

(2) 本サービスの利用希望者が、本サービスについて不適切な利用を行うおそれが認められる場合

(3) その他前各号に準ずる場合で、当社が本サービスの提供を適当でないと判断した場合

第6条 会員の連絡先等

会員は、会員または登録利用者の氏名、名称、住所又は居所、連絡先に変更があったときは、速やかに当社の所定の書類を当社に届け出るものとします。

2. 当社は、本サービスの提供にあたり会員に通知等を要するときは、会員から届出を受けている連絡先に通知等を行えば足りるものとし、届出がないために通知等が不達であった場合は、当社は会員または利用者に対し当社に帰責事由がある場合を除き責任を負わないものとします。

第7条 ID及びパスワードの管理責任

当社は第4条（サービスの提供方法）で定める申込みを承認した後、会員に対し、本サービスの利用及び管理に使用するID及びパスワードを付与するものとします。

(1) 付与されたID及びパスワードは、会員及び登録利用者のみが使用できるものとし、当社の承諾がない限り、第三者に貸与、譲渡、売買することは一切できないこと。

(2) 会員は、当社から付与されたID及びパスワードの管理、使用についての適正な管理に努める責任を負うものとし、ID又はパスワードの盗用、不正使用、その他の事故等があった場合には会員が責任を負い、当社は当社に帰責事由がある場合を除き責を負わないこと。

(3) 会員は、専有部の売買や賃貸による転居等の理由により区分所有者や入居者が変わる際には、管理組合または建物所有者に届け出を行い、機器及び本サービスの使用する権利を引き継ぐこと

(4) 会員は、付与されたID及びパスワードならびに本サービスの利用に用いるURLを不特定多数が閲覧可能な場所（インターネット上など）に記載することを禁止されること。

(5) 会員及び登録利用者は、ID及びパスワードの不正使用を知った場合、直ちにその旨当社に連絡すること。

(6) 会員が前(1)乃至(5)号のいずれかに違反したときは、当社は事前の通知なしに当該会員及び登録利用者のID及びパスワードの使用を停止することができること。また、違反の程度が重大である場合、当社は事前の通知なしにID及びパスワードを削除できること。その場合、会員が本サービスを利用できず損害が発生しても、当社は一切の責任を負わないこと。

(7) 会員が前(1)乃至(6)号のいずれかに違反し当社に損害が発生したときは、当社は会員または登録利用者に対し、損害賠償を請求できること。

(8) パスワードを用いて会員が当社に対して行われた意思表示は、会員本人の意思表示とみなし、そのために生じる支払等は会員の責任となること

第8条 ソフトウェアに関する制限事項

会員は、専用スマートフォンアプリその他本サービスを構成するソフトウェア（以下「当ソフトウェア」といいます）に関するドキュメントの複製、頒布、貸与、送信（自動公衆送信、送信可能化を含む）、リース、担保設定等を行うことはできません。また、本約款に基づいて提供される当ソフトウェアを使用する権利を譲渡、転売、あるいはその使用を許諾することはできません。

2. 会員は、当ソフトウェアあるいは当ソフトウェアに関するドキュメントを修正、翻訳、翻案、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、または本ソフトウェアの派生製品を作成することはできません。また、当ソフトウェアは1つの製品として許諾されており、その構成部分を分離して使用することはできません。

第9条 サービス仕様の変更

当社は、仕様変更（後継製品リリース、名称変更、顧客データ仕様変更等を含む。ただしこれに限定されない）にともない、本サービスの後継サービスへの移行、名称変更、顧

客データ仕様の変更を含む、仕様変更を行う場合があります。

2. 当社は、仕様変更を行う際には、事前に当社が適当と判断する方法により会員に対しその旨通知しますが、仕様変更作業に関しては承諾を得ない場合があります。

3. 当社は、MEMSシステムに含まれるソフトウェア（以下「ファームウェア」といいます）を、機能の向上や不具合改善を目的として更新する場合があります。

第3章 当MEMSシステムについて

第10条 当MEMSシステムの仕様

当社より提供する当MEMSシステムの仕様は、会員が仕様書等により確認するものとします。また、当MEMSシステムの仕様は、改善のために承諾を得ることなく変更する場合があります。

第11条 当MEMS機器の設置条件

会員は、当MEMSシステム機器を設置する際には以下の条件を満たしている必要があることを確認します。もし満たしていない場合は、保証サービスの対象から除外されるものとし、当社は会員に対し責任を負わないものとします。

- (1) 本MEMS機器の設置に際して、直射日光が当たらない設置場所を確保すること。
- (2) 爆発、火災、故障の原因となるため、引火性のガスがある場所では使用しないこと。
- (3) 火災、感電の原因となるため、引火性のガスがある場所では使用しないこと。
- (4) 火災、感電の原因となるため、結露の発生する環境では使用しないこと。

第12条 設備等の費用負担と設置

会員は、当社が提供するマンション全体管理システム、HEMSシステム、スマートメーターを除き、本サービスを利用するために必要な電源、宅内設備、その他の機器（パソコン及びスマートフォンを含むがこれに限られない）及びソフトウェア等の必要な利用者設備を、自己の責任と費用負担において用意・設置するものとします。

第13条 当MEMSシステム機器設置上の注意事項

設置・接続作業は活線状態で行わないでください。感電の原因となります。

- (1) 定格の範囲内でご使用ください
- (2) 保護接地端子をアースしてご使用下さい。
- (3) 濡れた手で製品を扱わないでください。故障の原因となります。
- (4) 悪臭、加熱、発煙に気が付いた場合は、ただちに電源を節電してください。
- (5) 製品を改造しないでください。
- (6) 振動のある場所・物体に取り付けしないでください。

(7) サービスコンセントからプラグが抜けないように、ケーブルの固定・整線してください。

第14条 当MEMSシステム機器取扱上の注意事項

会員は、当MEMSシステムにて制御するシステムの保護・安全のため、当MEMSシステム機器を取り扱う際は、当社が提供する製品の機能説明書・仕様書を十分読了し、その安全に関する指示事項その他の注意事項に従うものとする。会員がこれらの指示事項に反する取り扱いによって、当MEMSシステムの保護機構が損なわれる等、その機能が十分に発揮されない場合があることを確認し、この場合、当社が製品の品質・性能・機能性を保証しないことを予め承諾します。

2. 会員は、当MEMSシステム機器の部品などを交換する場合は、当社の指定品を使用するものとする。

3. 当MEMSシステム機器および本サービスの提供には対象建物の共用部及び会員の専有部に固定インターネット回線を契約していることが条件となります。

第15条 工事に伴う物損

当社が当MEMSシステムに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事を行なうにあたって、対象建物の共用部分または専有部分及びそれらの付帯設備等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しないものとします。

第16条 当MEMSシステムに関する不具合について

当MEMSシステム機器及び通信機器からの応答がないなど軽微な不具合事象に対するMEMS機器のリセット作業等の一次対応は会員が行うものとします。一次対応がなされず、またはこれにより不具合事象が解決しないために当社の派遣を要する場合にかかる費用は会員と当社間で別途協議のうえ決定するものとします。

2. 設置完了後における会員の取扱上の瑕疵に起因した損傷や会員の動作環境の変更による不具合は、当該会員の負担において処理するものとします。

3. 本サービスに係るお客様窓口（以下、サポートセンターといいます。）は、以下の（1）～（3）に定める時間・連絡先にて当社協力会社株式会社エナリスにて対応するものとします。

（1）営業時間：10：00～12：00 13：00～17：00

（土日・祝日・年末年始を除く）

（2）連絡先：申込書など各種書類に記載の連絡先電話番号

（3）対応方針：ご連絡頂いた内容を基に当社にて対応方針を検討の上、翌営業日以降に対応いたします。

第17条 提供機能に対する賠償

当社は、当MEMSシステムを通じて行うマンションの電力消費量に関する簡易予測につき、正確性・完全性・有用性・信頼性等に関して保証するものではなく、かかる予測によって会員に発生することがあるべき損害についても当社は賠償の責に任じないことを会員は予め承諾します。

2. 当社が電力負荷設備制御を実施したことにより電力負荷設備に障害等を生じたときは、会員と当社が協議のうえ原因を究明し、電力負荷設備制御の実施が損害の直接的原因であることが判明した場合に限り損害賠償の責に任ずるものとします。

3. 当社が電力負荷設備制御を実施すべきであったにもかかわらず実施しなかったことによって損害が発生したときは、当社に帰責事由がない場合を除き賠償するものとします。但し、通信設備の不具合等に起因する賠償はいたしません。

第4章 権利とサービスの終了

第18条 知的財産権

会員は、当MEMSシステム機器及び本サービスに関する著作権、特許権、商標権その他一切の知的財産権は当社または当社が業務を委託する業者に帰属することを確認し、会員はかかる権利を侵害してはならないものとします。

2. 会員は、本サービスの利用にともない表示され、利用に供される各コンテンツにかかる知的財産権は、当社、当社が業務を委託する業者または各情報コンテンツ提供会社に帰属することを確認し、会員はかかる権利を侵害してはならないものとします。

第19条 権利譲渡の禁止

会員は、本サービスを利用する権利の全部または一部を、当社の書面による事前の同意なく、第三者に対し譲渡、貸与しその他の方法で利用させないものとします。

第20条 提供の停止

会員が以下のいずれかに該当する場合、当社は本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。

- (1) 会員が本サービスの利用登録書に虚偽の事実を記載したことが判明した場合
- (2) 会員が本約款の定め(会員の義務について規定するものに限る)に違反した場合

2. 前項による本サービス停止期間中において会員に生じた損害について当社は賠償の責任を負担しないものとします。

第21条 提供の中断

当社は、以下のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中断することができるも

のとします。

- (1) 当社の設備の保守上または工事上やむを得ない場合
 - (2) 当社の設備にやむを得ない障害が発生した場合
 - (3) 当社以外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供を行うことができない場合
2. 当社は前項による中断の必要が生じた場合には、事前に会員に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項の定めによる本サービスの提供の中断により会員に生じた損害について賠償の責任を負担しないものとします

第22条 利用の制限

当社は、電気通信事業法第8条（重要通信の確保）の規定により、天災事変その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがある場合は、災害の予防、救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または、秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する重要通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限または停止することができるものとします。

2. 当社は、第1項の定めによる本サービスの提供の中断により会員に生じた損害について賠償の責任を負担しないものとします

第23条 会員が行う解約

会員は、本サービスが終了、停止または解除された場合は、直ちに当該会員IDの権利を返還するものとします。

第24条 当社が行う解約

当社は、第20条（提供の停止）1項2号の規定により本サービスの利用を停止された会員が、当該停止日から14日以内にその事由を解消しない場合は、当該会員に対する本サービスの提供を終了することができるものとします。

2. 当社は、3か月前までに会員に対して書面をもって通知することにより、本サービスの全部または一部を解約し、または本サービスの全部、または一部を廃止することができるものとします。この場合、当社は会員の求めに応じて、本サービス終了にともなう対策の詳細について協議するものとします。

第25条 契約の解除

会員及び当社は、相手方に次の各号の一つに該当する事由が生じたときは、何らの催告を要せず、本サービスの全部または一部を解除することができるとともに、これによって生じた損害の賠償を請求できるものとします。

(1) 本サービスまたは本約款に違反し、相当期間を定めて是正を催告してもなお違反状態が解消されないとき

(2) その責に帰すべき事由により信頼関係が著しく破壊され本サービスを継続しがたいとき

(3) 手形、小切手の不渡処分を受け、または銀行取引停止処分を受けたとき

(4) 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立または租税公課の滞納処分を受けたとき

(5) 破産、特別清算、民事再生、会社更生手続等の申立を受け、若しくはこれらの申立をしたとき

(6) 前号各号ほか、資産、信用状況が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

第5章 責任範囲

第26条 利用に関わる禁止事項

会員及び登録利用者は、本サービスを利用するに当たり次の行為を自ら行ってはならずまた第三者に行わせないものとします。

(1) 当社または第三者の生命・身体、財産、名誉その他の権利を侵害しまたは危険に晒す行為

(2) 本サービスを違法な目的で利用する行為

(3) 有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的として本サービスを利用する行為、第三者への商品もしくはサービスの提供またはその準備を目的として、当社の許可なく本サービスを利用する行為

(4) 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者の情報を改竄、消去等する行為

(5) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為

(6) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信する行為またはマンション全体管理システム機器及びHEMSシステム機器の通信を故意に遮断するなどして本サービスの利用を妨げる行為

(7) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段・方法により第三者の個人情報を収集する行為

(8) 当社の社名、商標、サービスマーク、商号、ロゴ等を不正に使用する行為

(9) 本サービスの提供を受ける権利及びそれにとまなう義務を、第三者に譲渡または継承する行為

(10) 法令、本サービス及び本約款に違反する行為もしくは公序良俗に反する一切の行為

第27条 機器に関する禁止行為

会員及び登録利用者は、システムを構成する機器等に関し次の各号の行為を行ってはならないものとします

- (1) 本サービスで使用する以外の目的でMEMSシステム機器を使用する行為。
- (2) MEMSシステムのプログラム及びファームウェアの解析、改変、譲渡ならびに第三者に使用させる行為。
- (3) マンション全体管理システム機器を契約時に登録した建物共用部分以外で使用すること、HEMSシステム機器を登録したマンションの会員の建物専有部分以外で使用すること
- (4) マンション全体管理システム機器、HEMSシステム機器その他システム構成部品を損壊し、または機能を減殺させる一切の行為

第28条 責任の制限

当ソフトウェアの修理、修正、仕様変更及びバージョンアップ・変更等の対応はすべて当社との契約によるものとし、当社は会員に対し、当社との契約なくして、本サービスにより提供される機能を永続的に使用できる権利は保証しないものとします。

2. 当社は、会員が本サービスの全部または一部の利用ができないことにより発生する損害について、当社の故意・過失による場合を除き責任を負わないものとします。

3. 当社が会員に対し負うことがあるべき損害賠償責任は、直接かつ現実に生じた通常の損害に限定されるものとします。

4. 当社は、第三者がログイン名を不正に使用する等の方法で、本サービスを不正に利用することにより会員に損害を与えた場合について、当社の故意・過失による場合を除き責任を負わないものとします。

5. 当社は、第三者による不正な方法で、本サービスに関する会員の情報等を不正に入手することにより会員または第三者に損害を与えた場合について、当社の故意・過失による場合を除き責任を負わないものとします。

6. 会員が、本サービスの利用により第三者（他の会員も含む）に対し損害を与えた場合、会員は自己の責任によりこれを解決し、当社の故意・過失による場合を除き当社にいかなる責任も負担させないものとします。

7. 当社は、通信トラブルなどによって生じた会員及び登録利用者の損害について、当社の故意または過失による場合を除き、責任を負わないものとします。

8. 本サービスの一部である警報機能は、当社の警報送信履歴によってサービスを履行したとみなします。当社は、会員が警報を閲覧できなかった等の事由により生じた損害について、責任を負わないものとします。

9. 本サービスは会員の下承なくサーバーメンテナンス、システム更新を行う場合があります。これによって会員に発生した損害について、当社は責任を負わないものとします。ただし、事前通告なしにメンテナンス等を行った場合は別途協議いたします。

10. 当社は、本サービス等について、会員及び登録利用者から提供されるデータ等（MEMSシステムの修理の場合における情報を含む）について、バックアップの責任を負うものではなく、データ消失等については責任を負わないものとします。

11. 当社は、会員及び登録利用者が自己の責任と費用負担において用意・設置すべき設備ならびに会員ウェブサイトや専用スマートフォンアプリにおける不具合等に起因する損害については責任を負わないものとします。

第29条 適用除外

当MEMSシステムの障害その他の不適合が次に掲げる事由に起因する場合は、保証サービスの対象から除外されるものとし、当社は会員に対し責任を負わないものとします。

- (1) 説明書または仕様書等に記載されている設置条件、環境条件その他の使用条件または注意事項に従わない取り扱い、保管または使用
- (2) 説明書または仕様書に記載された目的以外の使用
- (3) 当社また当社が委託した者以外による改造、修理、改良、機能付加、調整または部品交換
- (4) 火災、風水害、地震、落雷その他天災事変、公害、塩害、ガス害、異常電圧、接続している他の機器、その他の外的要因
- (5) 部品または消耗品の自然摩耗または費消
- (6) 当社が提案する障害その他の不適合の適切な回避手段（修理、取替を含む）を実施しない場合
- (7) ソフトウェア製品を搭載するハードウェアがその供給者の定める保証条件（保守契約を含みます）の適用を受けなくなった場合
- (8) その他当社の責任と見做されない原因

第6章 その他

第30条 反社会的勢力の排除

当サービスの利用希望者は次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、原契約を締結するものでないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 当社に対し脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて当社の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2. 当社は、会員、登録利用者、会員の役員及び登録利用者の役員が次の各号に該当する場合、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとします。

(1) 暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という）である場合、または反社会的勢力であった場合

(2) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合

(3) 相手方に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、または、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどした場合

(4) 自らまたは第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をした場合

(5) 自らまたは第三者を利用して、相手方の業務を妨害した場合、または、妨害するおそれのある行為をした場合

3. 当社は、前項により本サービスを解除した場合には、相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。

第31条 約款の変更

当社は、業務上の必要を生じたときは、本約款を独自に変更することができるものとします。本約款が変更された後のサービス提供条件は、変更後の本約款に拠るものとします。変更後の本約款の効力発生は、効力発生日が特段の定めがある場合を除き本約款変更時とします。

第32条 通信の秘密

当社は、通信の秘密にかかる会員の情報について、電気通信事業法第4条（秘密の保護）に準じた取扱いを行うものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、当社は、会員の同意がある場合、本サービスの提供のために必要かつ正当な業務行為である場合、ならびに法令の定めに基づき許容される場合に限って、前項に定める通信の秘密を知り得、利用、第三者に開示する場合があります。会員はあらかじめこれについて同意するものとします。

第33条 機密保持

当社は、本サービスの提供に関連して会員及び登録利用者より開示された情報のうち適切な表示（「CONFIDENTIAL」「秘」など）により機密である旨明示された情報について、本サービス遂行の目的以外では使用せず、会員及び登録利用者の事前の同意なくして第三者に対して開示しないものとします。ただし、以下の情報については除外す

るものとします。

- (1) 相手方から開示を受ける前に、正当に保有していた情報
- (2) 相手方から開示を受ける前に、公知となっていた情報
- (3) 相手方から開示を受けた後に、責に帰すべからざる事由により公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (5) 相手方から開示された機密情報によらず独自に開発し、これを客観的に立証しうる情報
- (6) 法令または裁判所の命令に基づき開示が義務付けられた情報

第34条 個人情報の保護

当社は、本サービスの提供に際し管理組合または建物所有者及び会員または登録利用者より取得した個人情報を法令及び当社の定める個人情報保護方針：プライバシーポリシーに基づき適切に保護するものとします。

2. 当社は、会員の個人情報を下記の目的の範囲において無償で利用いたします。

- (1) 本サービスの提供、サービス内容の向上、利用促進、サービスの健全かつ円滑な運営の確保を図るため
- (2) 契約、解約、変更・更新、停止、解除、追加等の会員及び登録利用者のデータベースの適正な維持管理等のため
- (3) 請求処理、入金確認、支払の督促等の業務のため
- (4) お問い合わせいただいた際の本人確認のため
- (5) 当社の新商品、新サービスまたは新規事業の企画・開発のための調査分析
- (6) 当社が、会員及び利用登録者に対して、メールマガジンその他の方法による情報提供（広告を含みます）を行うため。会員または利用登録者が情報提供を希望しない場合は、その旨を通知して頂ければ、情報提供を停止します。ただし、本サービス運営に必要な情報提供につきましては、会員または利用登録者の希望により停止をすることはできません。

3. 当社は、次の各号に定める場合には、本サービス及びそれに付帯する情報提供の全部又は一部を委託した第三者に会員及び登録利用者の個人情報を提供することがあります。

- (1) 本サービスを履行するために必要な場合
- (2) 会員または登録利用者へ通知文書等を郵送する場合
- (3) 会員または登録利用者へ機器を発送する場合
- (4) 会員または登録利用者へ出張業者を派遣する場合

4. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には会員または登録利用者の個人情報を第三者に開示することができるものとします。

- (1) あらかじめ本人の同意が得られている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進に特に必要であつて、本人の同意を

得ることが困難な場合

(4) スマートマンション導入加速化推進事業による電力消費の実績を国へ報告する場合

(5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力の必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

第35条 データ連携

当社は、本サービスを履行するために本サービスを提供する建物の管理組合と当社が別に契約する高圧一括受電サービスにて取り扱う計測及び保存する電力消費量等のデータ等を利用いたします。

2. 上記データ等は、本サービスを提供するために当社が再委託した第三者とデータ連携いたします。

第36条 協議

本サービスまたは本約款に定めのない事項、その他本約款各条項の解釈に疑義を生じた場合は、その都度会員と当社で協議のうえ決定します。

第37条 準拠法

本約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

附 則

本約款は2014年4月1日より効力を発するものとします。

本約款は2015年3月1日より改定し、効力を発するものとします。

本約款は2017年6月1日より改定し、効力を発するものとします。

別紙) 提供サービス一覧表

ID	大分類	機能名
1	マンション全体/共用部の電力消費量計測	マンション全体の電力消費量を計測し専用ウェブサイトにて表示する
2	専有部の電力消費量表示	スマートメーター、又は宅内設置する CT センサー経由に収集した 30 分ごとの電力消費量をスマートフォンアプリ、専用ウェブサイトに表示する
3	インセンティブ型節電活動 (デマンドレスポンス)	サービス開始後 2 か月目以降より提供 当社が独自に設計したプランに基づき、MEMS システムを通じて実行 事前にユーザー様に活動をスマートフォンアプリと専用ウェブサイト上に案内し、実施時間帯は直近 30 分の電力消費量を表示し、節電を促進する
4	お部屋の快適情報お知らせ	赤外線コントローラ (IR2000) より室内の温度・湿度を計測し熱中症予防指標/うるおいキープ指標をスマートフォンアプリ、専用ウェブサイトに表示する
5	自然風活用アドバイス 外気取り込みレコメンド	地区の有料天候データを収集し自然風の活用が快適な条件をクリアした場合にはレコメンド情報をスマートフォンアプリ、専用ウェブサイトに表示する
6	安否見守り情報お知らせ	夜間の照度変化量と 1 日の電力消費量の変化量がユーザー設定値をユーザー設定の日数以上超えた場合には、設定した連絡先にお知らせを発信する
7	赤外線信号/ECHONETLite 信号家電コントロール	赤外線信号リモコン搭載の家電のリモコン信号をスマートフォンアプリを通じて赤外線コントローラー IR2000 が発信することで、赤外線コントローラーを設置した部屋の赤外線信号リモコン搭載家電を制御する ECHONET Lite 通信機能搭載の家電をスマートフォンアプリを通じて制御する